

14 金銭の貸借に関する事項

金融機関等	金額	金利	借入期間	あっせんの有無
	万円	%	年	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
	万円	%	年	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
	万円	%	年	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
	万円	%	年	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
	万円	%	年	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
融資利用の特約の期日		平成 年 月 日まで		
あっせんの 内容	売買契約締結後、指定する保証機関との間で「保証委託契約」及び金融機関との間で「金銭消費貸借契約」を結んでください。 なお、ローン金利等については、金融情勢のために変更することがあります。詳細は、リーフレット等参照。			
	返済方法	保証料	円	ローン事務手数料
			円	
金銭の貸借が成立しないときの措置は、前記12契約の解除に関する事項「融資利用の特約による解除」に同じ。				

15 手付金等保全措置の概要（宅地建物取引業者が自ら売主となる場合）

未完成物件の場合		完成物件の場合	
<input type="checkbox"/> 講じません	宅地建物取引業法第41条第1項に基づき、手付金等は売買代金の100分の5以下かつ1,000万円以下であるため保全措置は講じません。	<input type="checkbox"/> 講じません	宅地建物取引業法第41条の2第1項に基づき、手付金等は売買代金の10分の1以下かつ1,000万円以下であるため保全措置は講じません。
<input type="checkbox"/> 講じます	<input type="checkbox"/> 保証委託契約 保全措置機関／ <input type="checkbox"/> 保証保険契約 保全措置機関／	<input type="checkbox"/> 講じます	<input type="checkbox"/> 保証委託契約 保全措置機関／ <input type="checkbox"/> 保証保険契約 保全措置機関／ <input type="checkbox"/> 手付金等寄託契約及び質権設定契約 保全措置機関／ ※「社団法人全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧」参照

16 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置	<input type="checkbox"/> 講じません。 <input type="checkbox"/> 講じます。
保全機関名	
保全措置の内容	

17 割賦販売の場合

割賦販売	現金販売価格	円		
	割賦販売価格	円	支払時期	支払方法
	うち引渡しまでに支払う金銭	円		
	賦払金の額	円		